

## 十和田地域広域事務組合告示第3号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成28年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年条例第16号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月28日

十和田地域広域事務組合  
管理者 小山田 久

### 平成28年度一般廃棄物処理実施計画

#### 1 一般廃棄物処理の基本的事項

- (1) 処理区域 組合構成市町村の全域とする。  
(十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村)
- (2) 計画期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 計画の対象となる廃棄物  
組合が処理する廃棄物は、処理区域内で発生する一般廃棄物(ふん尿及び汚泥を除く。)であり、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭系一般廃棄物(家庭系ごみ)」と事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物(事業系ごみ)」とする。

#### 2 一般廃棄物の排出量の見込み

(単位: t)

ごみの種類		家庭系ごみ	事業系ごみ	計
燃えるごみ		22,483	11,120	33,603
燃えないごみ		1,026	50	1,076
粗大ごみ		631	100	731
資源ごみ	缶類	479	6	485
	びん類	1,122	240	1,362
	紙類(新聞・段ボール・雑誌等)	1,779	35	1,814
	プラスチック類 (ペットボトル・プラスチック製容器包装)	697	6	703
合計		28,217	11,557	39,774

### 3 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策に関する事項

#### (1) 分別収集の徹底

ごみ袋を指定し、分別が不徹底なごみ袋には収集できない理由を明示した警告シールを貼付、回収しないことで分別収集を徹底し、適正処理及び排出抑制を図る。

#### (2) 資源化の推進

燃えるごみの適正分別を促進し、焼却ごみの削減と資源化の向上を図る。

#### (3) 焼却残さの再生利用の推進

焼却灰及び脱塩処理した飛灰（脱塩灰）のセメント原料化による再生利用を積極的に進め、現有最終処分場の延命化を図る。

#### (4) 啓発活動

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の見学者に対して、ごみの減量化・再生利用、更にはごみの分別に関する情報を提供し、意識啓発を図る。

#### (5) 広報活動

組合構成市町村と連携のうえ各種媒体により、ごみの排出方法、ごみ処理の現状及び再生利用並びに再商品化等に関する情報を住民に周知し、ごみ排出源（家庭）での減量、資源化の必要性を啓発する。

#### (6) 情報提供

組合ホームページに掲載しているごみの排出状況やごみ処理原価、ごみの組成分析結果等のごみに関する情報提供の充実に努め、住民との共有化を図る。

#### (7) 家庭ごみの出し方、収集日程表による周知啓発

毎年度、組合構成市町村の全世帯に配布することにより、適正な分別排出等の周知啓発を図る。

#### (8) 直接搬入者への指導

ごみ処理施設に直接搬入する者に対し、資源化の推進と適正排出の徹底を図るため、分別の徹底等の指導を強化する。

#### (9) 事業者による自己処理の推進

事業系の燃えるごみには資源となる紙類や生ごみが多く含まれているため、紙類については分別の徹底を図り、生ごみについては一般廃棄物処分業許可業者への依頼など自己処理による堆肥等への再生利用を推進する。

#### (10) 事業者による資源回収活動の推進

リサイクル可能な紙ごみを焼却目的で搬入する場合には分別徹底の指導を行い、地域のオフィス町内会の活用を要請する。

#### (11) 家庭ごみ有料化とごみ処理費用負担の適正化

ごみの減量やリサイクルの推進、排出者間の費用負担の公平化及びごみ問題への意識啓発等を図るため、家庭ごみ有料化のあり方やごみ処理手数料の見直しについて検討する。

#### (12) 小型家電リサイクル制度への対応

小型家電リサイクル制度への参加については、県内市町村の取組状況を踏まえ、組合構成市町村が実施する拠点回収（ボックスによる回収等）の状況を見ながら、実施方策を含め検討する。

#### (13) 一般廃棄物収集運搬業許可業者、処分業許可業者への指導

十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に基づく報告書等を基に、廃棄物の適正処理等が行われているかを確認し、許可業者に対して必要な指導を行う。

### 4 一般廃棄物の種類及び分別区分並びに収集方法等

#### (1) 収集の基本項目

ア 収集区域の範囲は、十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村の5市町村を収集対象区域とする。

イ 組合が収集するごみは、一般家庭の日常生活に伴って排出される家庭系一般廃棄物とする。

ウ 事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物及び家庭から排出される一時多量ごみは、排出者が自ら処理できない場合はごみ処理施設に自ら搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する。

(2) 収集する一般廃棄物の種類 (4種12分別)

- ア 燃えるごみ
- イ 燃えないごみ
- ウ 粗大ごみ
- エ 資源ごみ
  - ① 缶類
  - ② びん類
  - ③ 紙類 (新聞、段ボール、雑誌・チラシ、紙パック、紙製容器包装)
  - ④ プラスチック類 (ペットボトル、プラスチック製容器包装)

(3) 家庭系一般廃棄物の収集方法等

種 別		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		市町村別の月の収集回数	有料予約制による戸別収集	粗大ごみ処理券貼付	
資 源 ご み	缶類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	紙類	新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
	プラス	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
チック類	プラスチック製容器包装	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋	

注1 ステーション (収集場所) の指定は、組合構成市町村において定める。

注2 組合は、ごみの種類ごとに定められた排出方法、地域の収集曜日に収集場所に適正排出されたごみを収集する。

注3 収集開始時間は、午前8時からとする。ただし、粗大ごみは午前8時30分からとする。

(4) 事業系一般廃棄物の収集方法等

種 別	収集回数	収集方法
分別区分は家庭系一般廃棄物に準じる	必要の都度	排出者が自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業許可業者が戸別収集

注1 缶類、びん類及びプラスチック類等については、従業員の個人消費に伴って排出されるものに限る。

注2 ごみ袋を使用して排出する場合は、内容物が容易に確認できる透明袋の利用に努めること。

5 組合が収集しない一般廃棄物 (排出禁止物)

(1) 排出禁止物の例示

- ① 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) 対象機器  
(エアコン、ブラウン管及び液晶・プラズマテレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機)
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定に基づき、適正な処理が困難となっているものとして環境大臣が指定した廃ゴムタイヤ (自動車用) 及び廃テレビ受像機 (25型以上)
- ③ 家庭系パソコン回収・再資源化対象機器  
(デスクトップ本体、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ等)

- ④ 容積、重量が著しく大きいもの  
(オートバイ、農機具、電気温水器、ピアノ、大型金属物等)
- ⑤ 危険性のあるもの  
(プロパンガスボンベ、消火器、ガソリン、灯油、バッテリー等)
- ⑥ 有害性のあるもの  
(農薬、毒物、劇物、溶剤、感染性を有する在宅医療廃棄物等)
- ⑦ 上記のほか施設等の機能に支障を生じさせるもの  
(タイヤホイール、ブロックなどの建設資材等)
- ⑧ 一時多量ごみ(引越し等に伴い一時的に多量にでるごみ)及びペット用トイレ砂
- ⑨ 事業系一般廃棄物

(2) 処理の方法

- ① 5 (1)に規定する排出禁止物の例示①から⑦に該当するものは組合が処理しないものであり、排出者が自ら処理するか、当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等の適正に処理できる者に引取りを依頼すること。
- ② 一時多量ごみ、ペット用トイレ砂及び事業系一般廃棄物は、排出者が自ら処理できない場合はごみ処理施設に自ら搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼すること。
- ③ 感染性一般廃棄物の処理を依頼する場合は、感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼すること。

6 一般廃棄物の処理主体及び処理計画

(1) 処理主体及び処理方法

ア 家庭系一般廃棄物

種 別	収 集・ 運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	委託・ 排出者	直営・委託	焼却 (焼却残さは資源化)	—	—
燃えないごみ	委託・ 排出者	直営	破碎(破碎後、金属は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋立)	直営	埋立
粗大ごみ	委託・ 排出者	直営	破碎(破碎後、金属は回収・可燃残さは焼却・不燃残さは埋立)	直営	埋立
資 源 ご み	缶類	委託・ 排出者	直営	—	—
	びん類		直営		
	紙類		委託		
	プラスチック類		委託		

注1 家庭から排出されるごみは、現行の4種12分別収集により、ごみの減量、資源化を図るものとする。

注2 排出に当たっては、分別区分への適正排出の徹底及び「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」の指定ごみ袋による排出等の排出方法を徹底し、一層の適正処理に努める。

注3 缶類(アルミ缶・スチール缶)は、有価物として資源回収業者へ直接売却し、資源化を図る。

注4 びん類(茶色びん・無色びん・その他色びん)は、指定法人ルートにより再商品化を図る。

注5 紙類(紙製容器包装を除く。)は、有価物として資源回収業者へ直接売却し、資源化を図る。紙製容器包装については、指定法人ルートにより再商品化を図るものとする。

注6 プラスチック類は、指定法人ルートにより再商品化を図る。また、ペットボトルの一部は有価物として資源回収業者へ直接売却し、再商品化を図るものとする。

注7 焼却残さ(焼却灰及び飛灰)は、民間処理業者でセメントの原料として資源化を図る。飛灰については、前処理として民間処理業者で脱塩処理するものとする。

イ 事業系一般廃棄物

種 別	収 集・ 運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業系 一般廃棄物	許可業者	直営・委託	焼却・破砕・資源化 (焼却残さは資源化)	直営	埋立
	排出者				
生ごみ	許可業者等	許可業者	資源化		

注1 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

注2 排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、許可業者（一般廃棄物処分業）を活用するなどして資源化に努めるものとする。

注3 排出者が自ら又は許可業者（一般廃棄物収集運搬業）がごみ処理施設へ搬入する場合は、家庭系一般廃棄物の種類に準じて分別すること。

注4 事業系ごみの資源化は、家庭ごみに準じて行うものとする。

注5 生ごみ（動植物性残さ）の資源化処理は、許可業者（一般廃棄物処分業）が行うものとする。

ウ 犬、ねこ等の死体

犬、ねこ等の死体	収集・運搬主体	処理主体	処理方法
		排出者・道路管理者等	直営

注1 犬、ねこ等の死体は、排出者（飼い主、道路管理者等）自らの責任において適正に処理することを原則とする。

注2 組合では、犬及びねこ等小動物の死体に限り受け入れ、焼却処理するものとする。

注3 犬、ねこ等の死体の分別区分は、「燃えるごみ」とする。

(2) 一般廃棄物処理業の許可に関する事項

ア 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

ごみの排出量等を勘案すると既存の許可業者により適正な収集運搬が確保でき、収集運搬が困難とならないため、原則として新規の許可は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、必要に応じ許可する。

- ① 既存の許可業者で収集運搬できなくなった場合
- ② ごみの減量化、資源化又は広域的処理を目的として処分業と併せて収集運搬業を行う場合

イ 一般廃棄物処分業の許可方針

現行の処理体制による処分を基本とするため、原則として新規の許可は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合には処理量等勘案し、必要に応じごみの種類を限定して許可する。

- ① 事業系ごみの減量化又は資源化を目的として処理を行う場合
- ② 組合が処理しない排出禁止物の処理を行う場合

ウ 一般廃棄物処理業許可業者

【収集運搬業】

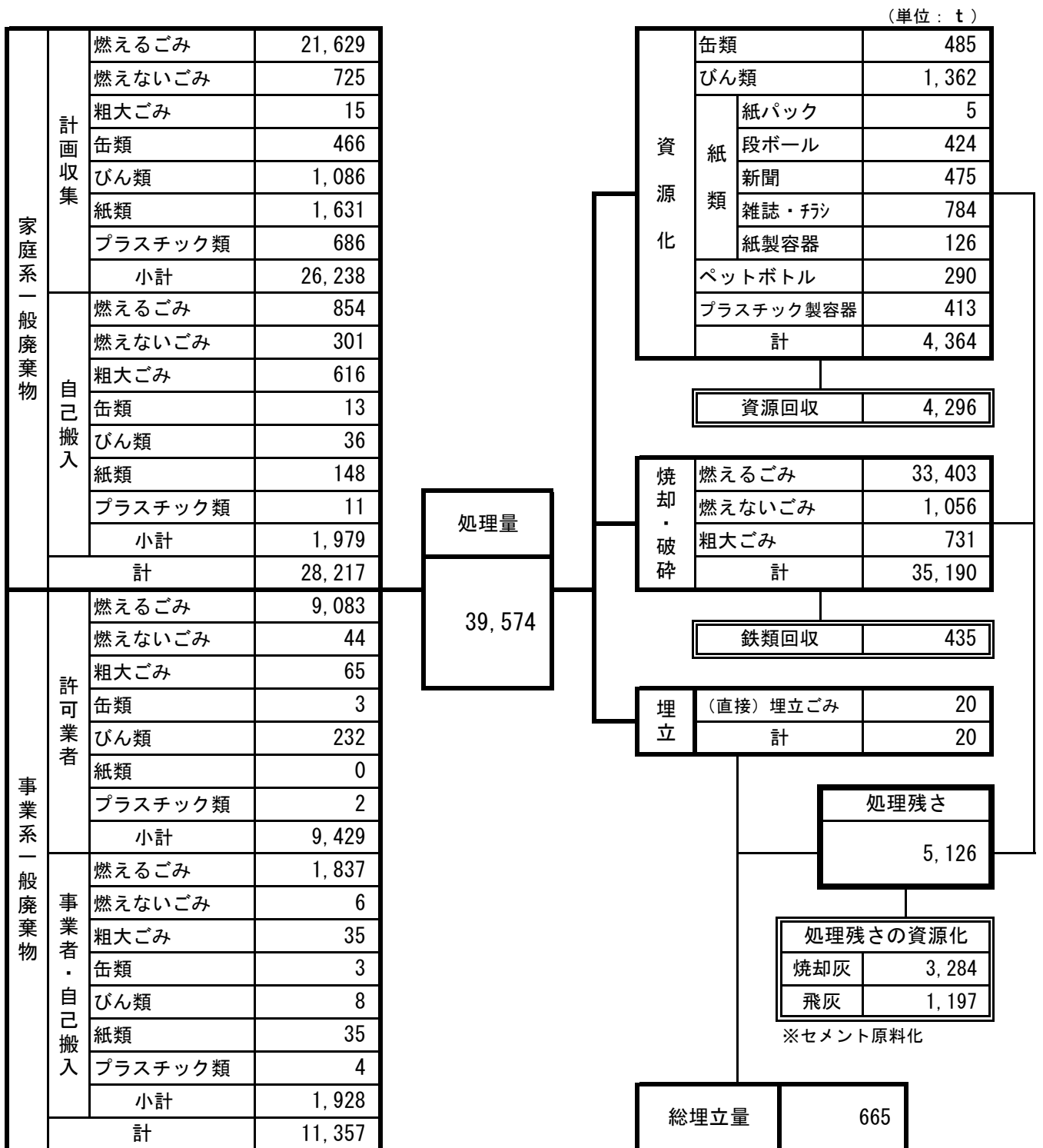
No.	業 者 名	所 在 地
1	県南清掃株式会社	十和田市大字三本木字野崎40-370
2	株式会社十和田ビルサービス	十和田市大字赤沼字下平437-9
3	一般社団法人十和田湖国立公園協会	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486
4	有限会社十和田環境サービス	十和田市大字相坂字高見125-25
5	有限会社マルトシ運輸	十和田市大字法量字淵瀬56
6	株式会社遠藤商店	十和田市東十六番町5-3
7	田中車輛株式会社	十和田市大字三本木字中楸43-4
8	株式会社新山運送	十和田市大字大沢田字池ノ平23
9	有限会社十和田クリーンサービス	十和田市大字赤沼字沼袋174-9
10	北都ビルシステム株式会社	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪4-2
11	株式会社みどり	十和田市大字相坂字高清水78-455
12	有限会社エコサービス	十和田市西十六番町29-9
13	育栄管財株式会社	三沢市栄町一丁目31-3808
14	有限会社華コーポレーション	上北郡おいらせ町木崎158
15	県南環境保全センター株式会社	十和田市大字三本木字野崎40-370
16	赤帽とまべち運送店	十和田市西三番町1-19
17	三八五流通株式会社	八戸市大字長苗代字上中坪35-1
18	あすなろ廃棄物処理事業協同組合	上北郡東北町字乙供63-42
19	有限会社マモル商運	八戸市大字長苗代字幕ノ内10-5
20	有限会社田畑清掃社	上北郡おいらせ町東下川原23-3
21	第一清掃株式会社	八戸市大字是川字金ヶ坂18
22	有限会社十和田ビジネスサービス	十和田市西十三番町37-9

【処分業】

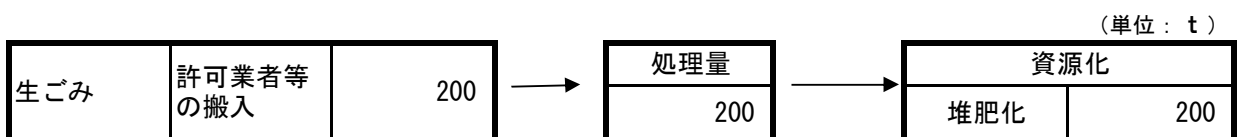
No.	業 者 名	所 在 地
1	県南環境保全センター株式会社	十和田市大字三本木字野崎40-370
2	株式会社十和田ビルサービス	十和田市大字赤沼字下平437-9

(3) 処理計画

① 組合の処理計画



② 許可業者の処理計画



## 7 処理施設の概要

### (1) 焼却処理施設

名称	十和田ごみ焼却施設
所在地	十和田市大字伝法寺字大窪60-3
処理能力	150 t / 日 (75t/24h×2基)
処理方式	連続燃焼式焼却炉

### (2) 粗大ごみ処理施設

名称	十和田粗大ごみ処理施設
所在地	十和田市大字伝法寺字大窪60-3
処理能力	40t/5h (回転式破砕機)、10t/5h (粗大ごみ前処理破砕機)
処理方式	衝撃剪断併用回転式破砕機
選別種類	磁性物、アルミ等非磁性物、可燃物、不燃物

### (3) 資源化施設

名称	株式会社遠藤商店 (民間委託施設)
所在地	十和田市大字相坂字白上475
処理能力	ペットボトル 18.4t/日、プラスチック製容器包装 12.0t/日、紙製容器包装 96.0t/日
処理方式	圧縮・梱包

名称	八戸セメント株式会社 (民間委託施設)
所在地	八戸市大字新井田字下鷹待場7-1
処理能力	焼却灰リサイクル 1.67t/h、飛灰リサイクル 0.11t/h
処理方式	焼成によるセメント原料化

名称	八戸製錬株式会社 八戸製錬所 (民間委託施設)
所在地	八戸市大字河原木字浜名谷地76
処理能力	脱塩 165t/日、脱水 515m <sup>3</sup> /日
処理方式	脱塩・脱水 (攪拌洗浄方式) による中間処理

### (4) 最終処分場

名称	十和田最終処分場
所在地	十和田市大字切田字西大沼平1-323外
埋立面積	33,700 平方メートル
埋立容積	368,000 立方メートル
埋立方式	サンドイッチ方式+セル方式 併用

名称	五戸第2最終処分場
所在地	三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田28-87
埋立面積	13,500 平方メートル
埋立容積	61,680 立方メートル
埋立方式	サンドイッチ方式



(5) 許可業者の処理施設

名称	県南環境保全センター株式会社 発酵処理施設
所在地	十和田市大字切田字西大沼平1-754外
処理対象物	動植物性残さ（生ごみ）
処理能力	発酵肥料 70t/日
処理方式	好気性発酵による発酵肥料製造に伴う熟成消化

名称	株式会社十和田ビルサービス 発酵処理施設
所在地	十和田市大字米田字長塚138-1
処理対象物	動植物性残さ（生ごみ）
処理能力	発酵肥料 0.8t/日 (0.4t/8H×2基)
処理方式	高温発酵・乾燥による発酵肥料製造